

報道発表資料の配信日時 6月21日(水) 17時00分

発表項目	ヒグマ注意報の発出について（札幌市の対象地域拡大）		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
概要	<p>○ 札幌市中央区及び南区の人里周辺に、ヒグマが頻繁に出没しているため、現在、同市西区の山麓周辺に発出しているヒグマ注意報の対象地域を拡大し、道民等に注意を促します。</p> <p>○ 注意報の期間は、現在発出中の6月15日から7月14日までの1カ月を想定しています。</p> <p><説明></p> <p>1 発出する地域 札幌市西区・中央区・南区の山麓周辺(中央区・南区の山麓周辺を追加)</p> <p>2 中央区・南区における主な目撃情報（6月15日以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月15日（木）南区豊滝509番1付近 ・6月18日（日）南区中ノ沢1812番地810付近 ・6月19日（月）中央区盤渓市民の森 ・6月19日（月）南区豊滝市民の森 ・6月19日（月）中央区自然歩道「中の沢～小林峠・源八沢ルート」 ・6月19日（月）南区自然歩道「藻岩山ルート」 ・6月20日（火）南区藻岩下1854番121付近 ・6月21日（水）南区真駒内公園付近 		
参考	<p>○ 過去の注意報の発出は次のとおり</p> <p><令和4年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/1～4/30 : 札幌市 ・6/7～7/6 : 新十津川町・滝川市・砂川市 ・7/15～8/14 : 松前町 ・8/8～9/7 : 旭川市・東神楽町・東川町の一部地域 ・10/7～11/6 : 札幌市南区硬石山周辺 <p><令和5年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/1～4/30 : 厚岸町 ・5/13～6/12 : 室蘭市の蘭東・蘭北地域 <p>○ 注意報発表に併せて、周辺住民や観光客へ注意すべき身近な取組を呼びかけます。</p>		
報道（取材） に当たって のお願い	人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配信	(場所) 石狩振興局	同時レク
担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室（担当者：主幹 武田） TEL 011-231-4111 ダイヤルイン 011-204-5988 内線 24-398		

ヒグマ注意報発出区域〔札幌市西区の山麓周辺〕

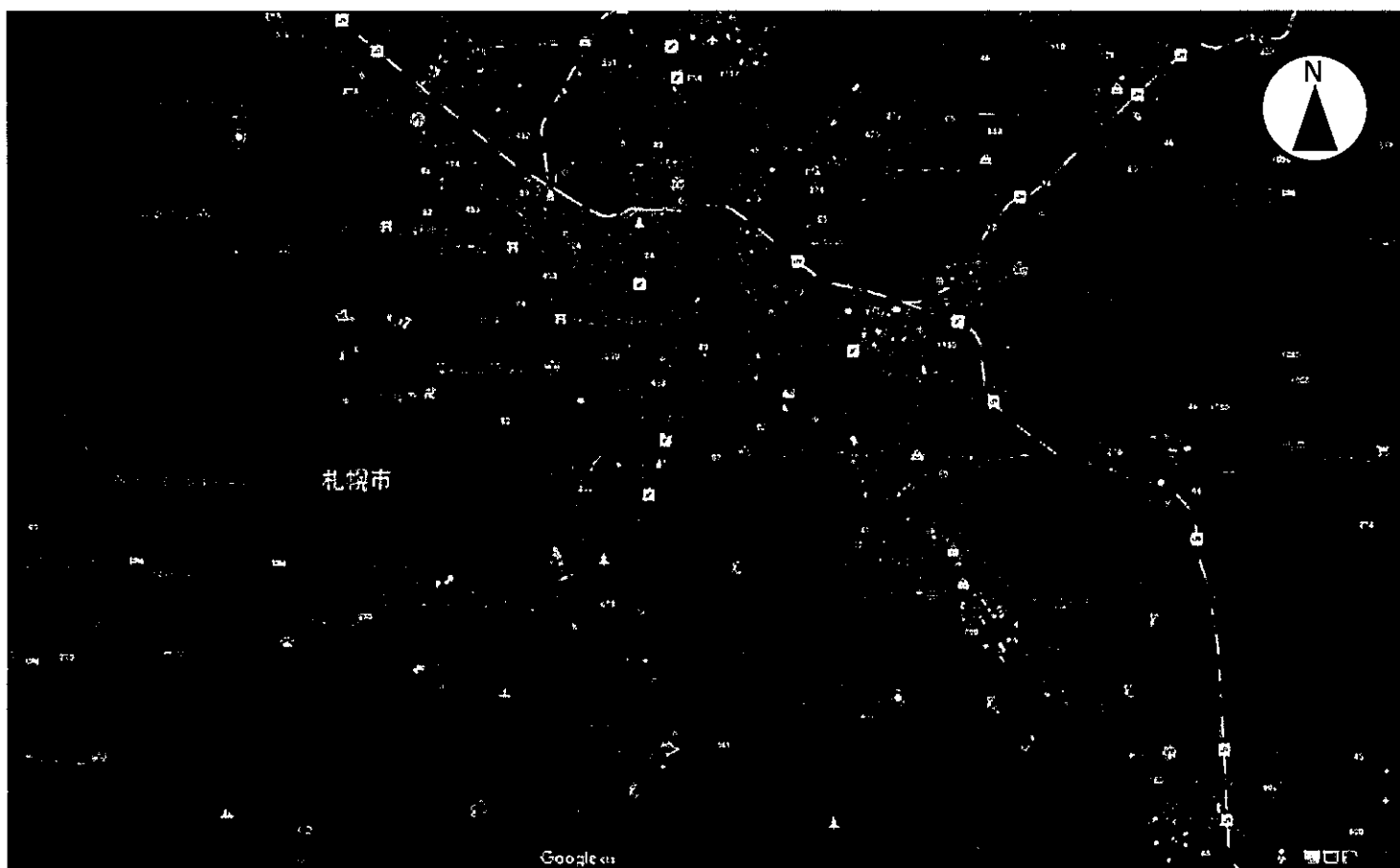
6/15発出時



拡大後

ヒグマ注意報発出地域
〔札幌市西区・中央区・南区の山麓周辺〕

6/21追加後



北海道ヒグマ注意報等の概要

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(工)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報（警報）
- ・ ヒグマ注意報（注意報）
- ・ ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■ 注意報等の発出

<警報>

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

<注意報>

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

<注意喚起>

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生
の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は
懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

今回の発出ケース	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される とき。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。